

横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱

制 定 平成 27 年 3 月 26 日 保整第 1465 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 ここ施第 4 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 保育責任者

小規模保育事業における、認可基準条例第 30 条第 4 項に規定する責任者をいう。

（2） 家庭的保育者

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、法第 6 条の 3 第 1 項第 9 号並びに認可基準条例第 23 条第 1 項及び第 35 条第 1 項に規定する家庭的保育者をいう。

（3） 補助員

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、認可基準条例第 23 条第 3 項及び第 35 条第 2 項に規定する家庭的保育補助者をいう。

（定員）

第 3 条 家庭的保育事業等の定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 2 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数にするものとする。

2 家庭的保育事業等の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

（建物の構造）

第 4 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす小規模保育事業及び事業所内保育事業を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

（1） 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

（2） 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

（建物・設備基準）

第 5 条 家庭的保育事業等の構造及び設備は、認可基準条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）のほか、次の基準による設備を有しなければならない。

（1） 基準設備・面積等

ア 家庭的保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳幼児の保育を行う専用の部屋	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、ベビーフェンス等で区画すること。

イ 小規模保育事業及び小規模型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、ベビーフェンス等で区画すること。
便所	児童10人に対して1個設けること。

乳幼児の保育を行う専用の部屋、乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものという。

- (ア) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- (イ) 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）
- (ウ) 手洗い器
- (エ) ピアノ

ウ 保育所型事業所内保育事業

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。)

第42条に準ずる。

(2) 遊具等

保育室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

(職員の要件等)

第6条 職員の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、法第34条の15第3項第3号に規定する実務を担当する幹部職員（以下、「幹部職員」という。）は、第2項及び第3項に掲げるとおりとする。

2 保育責任者及び事業所内保育事業における幹部職員は、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び横浜市認定保育所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

新たに設置認可を受けた小規模保育事業及び事業所内保育事業については、市長が特に認めた場

合を除き、運営開始後 3 年間は保育責任者及び事業所内保育事業における幹部職員を変更しないこととする。

3 家庭的保育事業における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年齢満 25 歳以上満 66 歳未満のものであること。ただし、満 66 歳に達したときは、達した日以後における最初の 3 月 31 日までとする。

(2) 認可基準条例第 23 条第 2 項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1 年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(3) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

4 小規模保育事業 C 型における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認可基準条例第 23 条第 2 項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1 年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(2) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

5 補助員及び保育従事者の要件は、市長が定める基礎研修を修了した者とする。

（職員配置基準等）

第 7 条 職員配置等については、認可基準条例及びその他関係法令の定めによるものとする。ただし家庭的保育事業における家庭的保育者は、補助員を雇用し、児童の人数に関わらず原則複数で保育を行わなければならない。

2 保育責任者も含めた保育従事者の数は、年齢別児童数を年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

3 保育責任者は保育士数に含めることもできる。

（保育時間・休園日）

第 8 条 家庭的保育事業等は原則として 1 日 8 時間以上の開所とする。ただし、改修等の補助を受けて開所する事業等は原則として 1 日 11 時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施事業所はこの限りではない。

（保育内容）

第 9 条 家庭的保育事業等における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

(1) 家庭的保育事業等の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。

(2) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の

推進策に関する報告書」（平成15年9月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。

(3) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(4) 家庭的保育事業等は、認可基準条例第5条第6項の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審・公表し、常にその改善を図るように努めること。

(名称)

第10条 家庭的保育事業等の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(保険への加入)

第11条 家庭的保育事業者等は保育を実施するにあたり、施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

第2章 社会福祉法人等以外の者による認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する法第34条の15第3項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 法第34条の15第3項第1号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 家庭的保育事業等の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、さらに第14条に規定されている要件を満たしていること。

イ 家庭的保育事業等の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 直近会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。

(2) 経営者（その者が法人である場合にあっては、当該法人の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(3) 法第34条の15第3項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、第6条第1項に該当するものである。さらに小規模保育事業、事業所内保育事業については、社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に關し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことができる。

(1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準

による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

- (4) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度の貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）

エ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第3章 不動産の貸与を受けて設置する家庭的保育事業等の特例

(不動産の貸与を受けて運営する家庭的保育事業等の認可の基本方針)

第14条 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業等を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、またはそれと同等と認められる場合。

第4章 認可及び認可内容変更手続

(事前協議)

第15条 事業認可の申請をしようとする者は、事業計画書を添付した「家庭的保育事業等認可事前協議書（第1号様式）」を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づく提出があったときには、法第34条の15第3項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第4項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聞くものとする。
- 3 市長は、前項に基づく協議の結果を「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第2号様式）」又は「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(認可申請)

第16条 前条の協議の結果を踏まえ家庭的保育事業等を運営しようとする者は、規則第36条の36に基づき、「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ事業認可の申請をするものとする。

(認可)

第17条 市長は、前条の規定に基づき申請された家庭的保育事業等の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

- 2 市長は審査の結果、当該家庭的保育事業等の運営を認可する場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 3 当該家庭的保育事業等の運営を認可しない場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置不認可・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第18条 認可内容のうち認可を受けた者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

- 2 認可内容の変更をしようとする者は、規則第36条の36に基づき「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業認可・確認内容変更届（第7号様式）」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届（第1号様式）」をもって、これに変えることができる。

（廃止又は休止に関する協議）

第19条 家庭的保育事業等の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

- 2 建物等について国又は市の補助がなされた家庭的保育事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第20条 家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は規則第36条の37に基づき、前条に定める協議後、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（第8号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（第9号様式）」により、承認しない場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（第10号様式）」により、申請者に通知するものとする。

第5章 確認等の手続

（確認等の手続）

第21条 子ども・子育て支援法第43条第1項、第44条、第47条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続きは、第16条から第18条の規定を準用し、同法第48条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 事業改善措置等

（事業者に対する措置）

第22条 市長は、家庭的保育事業等の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第34条の17第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「家庭的保育事業等の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、申請者に通知するものとする。
 - (2) 児童福祉法第34条の17第4項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「家庭的保育事業等の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、申請者に通知するものとする。
 - (3) 児童福祉法第58条第2項の規定に基づく認可の取消しを「家庭的保育事業等の認可の取消しについて（通知）（第13号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、家庭的保育事業等の事業者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 子ども・子育て支援法第51条第1項に基づく勧告又は同条第3項に基づく命令
 - (2) 子ども・子育て支援法第52条第1項に基づく確認の取消し又は確認の効力の停止

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

横浜市長

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

家庭的保育事業等設置認可事前協議書

家庭的保育事業等の設置認可について、横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第15条の規定に基づき、事業計画書を添えて事前協議します。

開所年度	年 月開所
------	-------

区分	類型
	A型
	B型
	C型

※該当の類型区分に○をしてください。

区分	整備手法
補助	整備費補助
	備品補助
	工事期間中の賃借料補助
	自主財源整備事業

※該当する事業の区分に○をしてください。

事業所の設置場所		地番
		住居表示

事業計画書：別紙のとおり

連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX番号	
担当Eメールアドレス			
設計事務所名		登録番号	号
設計担当		登録番号	号
電話番号		FAX番号	
担当Eメールアドレス			
本市での保育所設計実績	[]有	[]無	(他都市での保育所設計実績[]有 []無)

(第2号様式)

第 号
年 月 日

法人名

代表者職氏名 様

横浜市長

印

家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）

年 月 日に協議のありました、家庭的保育事業等の設置認可について、横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第15条第2項及び〇〇〇〇〇補助要綱第〇条※に基づき審査した結果、別紙のとおり採択することとなりましたので通知いたします。

つきましては、次の事項を遵守のうえ、同封した実施応諾書を次に定めた期限までに提出してください。

1 提出書類

実施応諾書（添付の指定様式）

2 提出期限

年 月 日（ ）までに、下記担当者までご提出ください。

※ 期日までに提出いただけない場合は、今後本市が行う保育施設等の整備事業への申請を受け付け
くことができない場合があります。

3 遵守事項

4 その他

事業実施にあたっての諸条件を同封します。実施応諾書の提出にあたっては、諸条件の内容を十分確
認のうえ、提出してください。

（担当）

※自主整備事業の場合は下線部を削除すること

(別紙)

補助事業※	
認可予定年月日	年 月 日
事業開始予定年月日	年 月 日
申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

※自主整備事業の場合は項目を削除すること

(第3号様式)

第 号
年 月 日

法人名

代表者職氏名 様

横浜市長

印

家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）

年 月 日に協議のありました、家庭的保育事業等の設置認可について、横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第15条第2項及び〇〇〇〇〇補助要綱第〇条※に基づき審査した結果、別紙のとおり不採択となりましたので通知いたします。

1 申請物件

申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

2 不採択理由

(担当)

※自主整備事業の場合は下線部を削除すること

(第4号様式①-1)

年　月　日

横浜市長

所 在 地
法 人 名
代 表 者 職 氏 名

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認申請書

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の関係規定に基づき、認可及び確認について、申請します。

また、子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者としての確認を申請するにあたり、同法第52条第2項に規定する申請することができない者に該当しないことを誓約します。

1 申請に係る施設の概要

特定地域型保育事業の種類	
名称	
所在地	

2 手続内容（該当の手続き内容に○）

該当	手続内容	根拠法
	新規の設置認可申請	児童福祉法第34条の15
	新規の確認申請	子ども・子育て支援法第43条第1項

3 事業開始年月日

年　月　日

4 添付書類

別添一覧表のとおり

(第4号様式①-2)

申請に係る概要

項目					
設置者	名称				
	主たる事務所の所在地				
	代表者	職名・氏名			
		住所			
		生年月日			
担当者・電話番号					
定員	利用定員	合計	3号		
			満1歳未満	1歳	2歳
	認可定員		0歳	1歳	2歳
建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示する ものとする。)並びに設備 の概要		別添			
当該申請に係る事業に係 る従業者の勤務の体制及 び勤務形態		別添			

(第4号様式②-1)

確認変更申請書（定員の増加）（特定地域型保育事業）

年　　月　　日

(申請先)

横浜市長

(設置者)

法人名称 _____

所在地 _____

代表者職氏名 _____

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により、裏面のとおり確認内容の変更（定員の増加）を申請します。

(第4号様式②-2)

申請に係る概要（規則第40条）

対象事業	特定地域型保育事業の種類				
	名称				
	所在地				
設置者	名称				
	主たる事務所の所在地				
	代表者	職名・氏名			
		住所			
		生年月日			
担当者・電話番号					
利用定員	区分	3号			
		満1歳未満	1歳	2歳	
	変更前				
	変更後				
	変更年月日		年　月　日		
	利用定員を増加しようとする理由				
建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要		別添			
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		別添			

(第5号様式①)

横浜市 指令第 号
年 月 日

法 人 名
代表者職氏名様

横浜市長 印

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認通知書

年 月 日に申請がありました 事業「〇〇〇〇〇」の設置につきましては、次のとおり通知します。

【通知内容】

該当	通知内容	根拠法
	設置認可	児童福祉法第34条第15項
	確認	子ども・子育て支援法第43条第1項

認可・確認内容は別紙を参照してください。

なお、運営にあたっては以下、遵守事項に記載する事項を遵守してください。

1 最低基準の向上

職員、設備、保育内容等について、横浜市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例を遵守すると共に、常にその設備及び運営を向上させてください。また、同条例が規定する基準を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じてください。

2 適正な会計処理

- (1) 児童福祉法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じてください。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けてください。

3 認可・確認の取消し

事業の運営が著しく適正を欠くと認められるときは、事業の停止及び認可・確認の取消を行うことがあります。

4 業務管理体制の届け出について

特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう業務管理体制を整備するとともに、同法第55条第2項の区分に応じて、同法施行規則第46条のとおり遅滞なく届け出る必要があります。未だ届け出ていない場合は、届け出てください。

5 登録内容と変更について

申請した内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

6 その他

施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応してください。

(担当)

(注)社会福祉法人への認可確認通知書の場合は、2(2)を削除すること。

(別紙)

1 概要

設置認可・確認年月日	年　月　日
事業開始年月日	年　月　日
事業種別（類型）	事業
事業名称	
設置者	
代表者	
保育責任者	
規模（延床面積）	m ²
所在地	

2 認可・利用定員

歳	認可定員		3号認定	利用定員		
	人	人		1歳未満	人	人
0歳	人	人		1歳	人	人
1歳	人	人		2歳	人	人
2歳	人	人				

(第5号様式②)

横浜市 指令第 号
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

確認変更通知書（定員の増加）（特定地域型保育事業）

年 月 日に申請のあった特定地域型保育事業の確認内容の変更（定員の増加）について
は、以下のとおり内容を変更したことを通知します。

1 施設区分

2 施設所在地

3 施設名

4 利用定員

		変更前		変更後	
3号 認定	1歳未満	人	人	人	人
	1歳	人		人	
	2歳	人		人	

5 変更日

年 月 日

6 その他

申請内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

(担当)

(第6号様式①)

横浜市 指令第 号
年 月 日

法 人 名
代表者職氏名様

横浜市長 印

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の
設置不認可・確認することができない旨の通知書

年 月 日付で申請のありました家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業「〇〇〇〇事業」
については、次のとおり通知します。

1 通知内容

該当	通知内容	根拠法
	設置不認可	児童福祉法第34条の15第6項
	確認することができない	子ども・子育て支援法第43条第1項

2 認可しない・確認できない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求することができます。

(担当)

(第6号様式②)

横浜市 指令第 号
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

確認変更することができない旨の通知書（特定地域型保育事業）

年 月 日に申請のあった特定地域型保育事業の確認内容の変更については、以下のとおり認められないので通知します。

1 施設区分

2 施設所在地

3 施設名称

(施設番号：)

4 認められない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(第7号様式)

年　月　日

横浜市長

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業認可・確認内容変更届

児童福祉法及び子ども・子育て支援法関係規定に基づき、認可内容及び確認内容の変更について届け出ます。

1 事業名称

2 事業種別（類型）

3 事業所在地

4 変更年月日

年　月　日

5 変更届出事項

別紙のとおり

6 変更理由

7 添付書類

別添のとおり

8 (届出遅延の場合) 遅延理由

【変更届出の場合の処理欄（横浜市記入欄）】

受付日※

内容変更確認日※

※「受付日」は全ての必要書類が揃った日、
「確認日」は部内において変更内容に問題がないことが確認できた日
(=文書決裁日)とする。

(別紙)

1 変更を届け出る事項 (定員以外)

(変更事項に○)	変更事項	変更内容	
事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地		変更前	名称： 所在地
		変更後	名称： 所在地
申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		変更前	設置者の名称： 事務所の所在地： 代表者氏名： 代表者生年月日： 住所： 職名：
		変更後	設置者の名称： 事務所の所在地： 代表者氏名： 代表者生年月日： 住所： 職名：
申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		別添、定款等（インターネットを利用して閲覧できる場合は、アドレスを記載した書類）の写し（変更後）のとおり	
平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要		変更前	敷地面積： 建築面積： 延床面積 建物構造： その他（所有関係等）：
		変更後	敷地面積： 建築面積： 延床面積 建物構造： その他（所有関係等）： ※ 別添、図面（変更前・後）のとおり
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		変更前	氏名：
		変更後	氏名： ※生年月日・住所は履歴書のとおり
運営規程		別添、運営規程の写し（変更後）のとおり	

	当該申請に係る事業に 係る地域型保育給付費 等の請求に関する事項	別添、付表（変更前・後）のとおり
	当該事業所の役員の氏 名、生年月日及び住所	別添、役員一覧（変更後）のとおり

2 認可定員変更の届出

	変更前	変更後
0歳	人	人
1歳	人	
2歳	人	

3 利用定員変更の届出

区分		変更前		変更後	
3号認定	1歳未満	人	人	人	人
	1歳	人		人	
	2歳	人		人	

(第8号様式)

年　月　日

横浜市長

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

廃止

家庭的保育事業等

承認申請書

休止

廃止

このたび、児童福祉法施行規則第36条の37の規定により、○○○○○事業を　　したいので、必要
休止

書類を添えて承認申請します。

1 事業種別（類型）

2 事業名称

3 廃止（休止）したい理由

4 入所させている者の処置

5 廃止しようとする者にあっては廃止の期日及び財産の処分について
休止しようとする者にあっては休止の予定期間

(第9号様式)

横浜市 指令第 号
年月日

法人名
代表者職氏名様

横浜市長 印

廃止
家庭的保育事業等 承認通知書
休止

年 月 日に申請がありました 事業○○○○の 廃止
につ
休止

いでは、児童福祉法施行規則第36条の37第2項に基づき承認します。

1 事業名称

2 廃止・休止年月日

(担当)

(第10号様式)

横浜市 指令第 号
年 月 日

法 人 名
代表者 職氏名 様

横浜市長 印

廃止
家庭的保育事業等 不承認通知書
休止

廃止
年 月 日に申請がありました 事業〇〇〇〇の については、
休止

次の理由により不承認と決定いたしましたので通知します。

1 承認しない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求することができます。

(担当)

(第 11 号様式)

横浜市 指令第 号
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

家庭的保育事業等の改善の勧告（命令）について（通知）

児童福祉法第 34 条の 17 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり
改善を勧告します（命じます）。

事業○○○○の必要な改

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求することができます。

(担当)

(別紙)

施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
内 容	

(第 12 号様式)

横浜市 指令第 号
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

家庭的保育事業等の事業の停止命令について（通知）

児童福祉法第 34 条の 17 第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり
を命じます。

事業〇〇〇〇の事業の停止

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求することができます。

(担当)

(別紙)

停 止 期 間	
施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
理 由	

(第13号様式)

横浜市 指令第 号
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

家庭的保育事業等の認可の取消しについて（通知）

児童福祉法第58条第2項の規定に基づき、別紙のとおり

事業〇〇〇〇の設置の認可を取り消

します。

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(別紙)

取 消 年 月 日	
施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
理 由	